

区分	評価項目	評価の視点	取り組み実績の概要	課題及び今後の展開方向	県立試験研究機関の長による自己評価
1 各 機 関 の 個 別 項 目	(1) 基本的方向	<p>機関の役割を果たしているか</p> <p>①健康危機発生時に迅速かつ的確に対応するための試験検査体制の確立</p> <p>②新規導入した高度な検査機器等を活用した試験検査方法に関する調査研究の推進及び研究成果の発信</p> <p>③感染症等の疫学的情報や花粉飛散状況など公衆衛生情報等の収集、解析、提供</p> <p>④地域保健関係者に対する研修指導の推進及び人材育成</p>	<p>県民の安全・安心を確保するため、健康面での科学的・技術的根拠を得るための試験検査、調査研究及び情報提供を行っている。</p> <p>① 健康危機管理対応における試験検査体制の確立 新たに発生した健康危機管理事案等に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行への対応 令和2年1月以降、国内発生を機にPCR検査体制を速やかに整備するとともに、令和2年10月には、検査ニーズに対応するため、多検体処理のための自動分注ロボット等検査機器を導入して検査処理能力の増強に取り組んだ。（令和4年度末累計：86,434件） 令和3年1月からウイルスの変異動向を把握するため、県内陽性患者の検体を対象として変異株PCR検査を実施し、さらに同年3月よりウイルスのゲノム解析を開始した。これらの解析データは国立感染症研究所と共有し、データベース（GISAID）に登録して塩基配列情報を公開した（令和2年度～令和4年度）。 ○ エムポックスの流行への対応 令和4年5月以降、エムポックスが世界各地に感染拡大したのを機に、国立感染症研究所で検査系が構築され、翌月以降に当所でのPCR検査体制を確立して、県内の疑い患者の検査を実施した（令和4年度：1件）。 ○ 小児の病因不明の急性肝炎への対応 令和4年4月に世界保健機関（WHO）が報告した小児における病因不明の急性肝炎の検査に対応するため、症例定義に合致した患者検体を対象として、病因の可能性のあるアデノウイルス、エンテロウイルス、パレコウイルス等の病原体検索を実施した（令和4年度：7件）。 ○ 自然毒による食中毒への迅速対応 ハタ科魚類による食中毒の原因物質を確定するために動物毒（パリトキシン）の分析を行い、行政機関へ科学的根拠データを提供した。（令和2年度） <p>② 試験検査方法に関する調査研究の推進及び研究成果の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の地方衛生研究所に先駆けた検査手法の開発や改良を行うため、研究課題「感染症の原因となる病原体の迅速検出をめざした新規検査手法の導入に関する調査研究」により、次世代シーケンサーを用いた病原体の網羅的検索や型別の実施、また、MALDI-TOF/MSを用いた細菌固有のタンパク質の質量測定による菌種同定の迅速化に取り組んだ。 ○ LC-QTOF/MSを用いた健康危機関連物質の同定の迅速化への取組 ○ 県立加古川医療センターや神戸大学と連携して、重症患者から分離された新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の定量検査等を実施 ○ 地方衛生研究所ネットワークを利用した研究班に参加し、食品及びヒトから分離された食品由来細菌の薬剤耐性状況に関する調査を実施 <p>③ 公衆衛生情報の収集・解析・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果について、講演会への講師派遣や研究・調査発表会等を通じて普及啓発を行っている。また、県内の感染症の発生状況を感染症情報センターで集計・分析しホームページで随時県民に発信している。 ○ 県内5観測点で飛散花粉の観測を実施し、「兵庫県の花粉情報」として花粉飛散状況をホームページにて情報発信するとともに、飛散花粉数を（一財）日本気象協会及び（株）ウェザーニューズに情報提供している。 <p>④ 研修指導の推進及び人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康福祉事務所検査室等への技術支援及び研修のを実施 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 危機管理能力の強化及び研究部内の体制整備 新たな健康危機事案の発生に対して、迅速かつ円滑に対応できるよう、人的・物的資源の一層の充実を図り、特に今回の新型コロナの経験を踏まえて、感染初期段階から必要な検査が円滑に行えるよう、危機管理能力の強化及び研究部内の体制整備を確保する。 ○ 健康危機管理の視点による、情報収集・データ分析の積極的推進 研究員がそれぞれに、平時から健康危機管理の視点を持ち、情報収集やデータ分析に積極的に取り組むことを継続する。 ○ 国際的なマスギャザリングに備えた健康危機管理体制の強化 大阪万博等の大規模なヒトの移動に伴う輸入感染症の持ち込み等に備えて、健康危機管理体制の強化が必要である。 ○ 高度分析機器等を活用した新たな検査手法の開発 <p>【今後の展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまで必要な技術の蓄積や新たな検査法の開発等の研究、関係機関との連絡体制の構築などを進めてきたが、地方衛生研究所の法定化も踏まえ健康危機対応に関する技術的中核施設として今後も一層の機能強化を図る。 ○ 新たな健康危機事案に柔軟に対応するため、業務ごとの優先度の明確化を図る。 ○ 国立研究機関及び地方衛生研究所等の関係機関との連携や密な連絡体制を維持・確保し、国内外の健康危機事象の情報収集を積極的に行う。 ○ 「地域保健対策の推進に関する基本指針」に定める健康危機対処計画を策定し、平時から感染症有事に備えた計画的な体制整備を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスの感染拡大に対し、研究所職員が一丸となって迅速かつ柔軟に対応できた。特に民間の検査機関が軌道に乗るまでの期間は各部門からの応援体制を整備しながら機器をフル稼働して対応するとともに、変異株のゲノム解析を行うなど、調査研究にも注力した。また、健康危機への対応は平時からの備えが不可欠であることを再認識した。 ○ 研究成果や試験検査結果の県民への情報発信については、専門的な見地から行っているが、今後も引き続き、健康危機のリスク・コミュニケーションの視点から、県民目線の“わかりやすい情報発信”により一層努める必要がある。

区分	評価項目	評価の視点	取り組み実績の概要	課題及び今後の展開方向	県立試験研究機関の長による自己評価																																																																					
1 各 機 関 の 個 別 項 目	(2)業務の具体的展開	<p>①研究の重点化の内容に沿った研究は行っているか。</p> <p>②試験分析、普及指導等は適切に行っているか。</p>	<p>① 健康危機管理の原因究明検査や行政課題等に対応した研究を重点的に実施</p> <p>新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の新興感染症の発生、食品や飲料水の汚染や添加物の不適切使用のほか、県民の安全安心を脅かす事象に対し、原因究明の試験分析検査機能を高めるために主として以下の調査研究を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病原体迅速検出新規検査手法の導入に関する調査研究 ○ ヒト及び食品由来細菌の薬剤耐性状況に関する調査研究 ○ 食中毒の原因となる自然毒の検査方法の確立及び探索 ○ 花粉症予防のための花粉の飛散状況調査 等 <p>② 適切な試験分析、普及指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な試験分析の実施 <p>感染症・食品等による健康被害等に係る原因物質究明検査、食品収去時に行う検査、医薬品・飲料水による健康被害発生の未然防止のための検査を迅速かつ正確に行っている。</p> ○ 適切な普及指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・研究の成果や試験検査の結果等は、健康福祉事務所や市町水道事業所職員等を対象とした研修会での普及啓発や指導等に活用している。 ・学会や雑誌への論文の投稿（共同を含む） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学会発表</td> <td>5報</td> <td>7報</td> </tr> <tr> <td>投稿論文</td> <td>4報</td> <td>7報</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・各種講演会への講師派遣や研究発表会等の開催、健康福祉事務所等関係機関への指導・助言等 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講師派遣</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>研究発表会</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>広報誌</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>研修指導</td> <td>4回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>研究報告発行部数</td> <td>250部</td> <td>0部</td> </tr> <tr> <td>業務年報発行部数</td> <td>250部</td> <td>250部</td> </tr> <tr> <td>感染症年報発行部数</td> <td>500部</td> <td>500部</td> </tr> </tbody> </table> ○ 試験検査の精度管理 <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生検査施設の内部点検の実施 <p>食の安全・安心に係る試験検査技術の維持・向上のため、内部点検を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度※</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>7ヶ所</td> <td>7ヶ所</td> </tr> <tr> <td>定期点検項目数</td> <td>7日・7項目</td> <td>7日・7項目</td> </tr> <tr> <td>検査項目毎点検数</td> <td>28日・72項目</td> <td>34日・119項目</td> </tr> <tr> <td>内部精度管理点検</td> <td>11日・88項目</td> <td>16日・182項目</td> </tr> <tr> <td>外部精度管理点検</td> <td>7日・12項目</td> <td>13日・17項目</td> </tr> </tbody> </table> ・感染症病原体等検査施設の内部監査の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度※</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>6ヶ所</td> <td>6ヶ所</td> </tr> <tr> <td>定期監査項目数</td> <td>5日・5項目</td> <td>6日・6項目</td> </tr> <tr> <td>検査項目毎監査数</td> <td>3日・7項目</td> <td>3日・9項目</td> </tr> <tr> <td>内部精度管理監査</td> <td>3日・7項目</td> <td>3日・10項目</td> </tr> <tr> <td>外部精度管理監査</td> <td>—</td> <td>1日・1項目</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新型コロナウイルス感染症の流行に伴い点検の一部を中止した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査機関の外部精度管理の実施 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度：19機関（全有機炭素（TOC）の量） 令和4年度：20機関（亜硝酸態窒素、塩化物イオン） 		令和3年度	令和4年度	学会発表	5報	7報	投稿論文	4報	7報		令和3年度	令和4年度	講師派遣	2回	2回	研究発表会	1回	1回	広報誌	1回	2回	研修指導	4回	5回	研究報告発行部数	250部	0部	業務年報発行部数	250部	250部	感染症年報発行部数	500部	500部		令和3年度※	令和4年度	施設数	7ヶ所	7ヶ所	定期点検項目数	7日・7項目	7日・7項目	検査項目毎点検数	28日・72項目	34日・119項目	内部精度管理点検	11日・88項目	16日・182項目	外部精度管理点検	7日・12項目	13日・17項目		令和3年度※	令和4年度	施設数	6ヶ所	6ヶ所	定期監査項目数	5日・5項目	6日・6項目	検査項目毎監査数	3日・7項目	3日・9項目	内部精度管理監査	3日・7項目	3日・10項目	外部精度管理監査	—	1日・1項目	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果等の発信 <p>県民の健康や生活を脅かす健康危機事案について、県民の関心が高いことから、健康危機発生時の原因究明検査に関する研究成果など県民の安全・安心につながる情報等を、県民に分かりやすく適切に情報発信する必要がある。</p> ○ 感染症情報の収集・分析・提供 <p>感染症発生動向調査などによる流行状況を県民目線で分かりやすく情報発信するとともに、県庁関係課と連携して平時からのリスクコミュニケーションに努める必要がある。</p> ○ 食品衛生法改正による広域的な食中毒事案への対策強化 <p>地域ブロックごとに広域連携協議会を設置し、情報の共有による早期探知・早期対応を目指すうえで、研究所には、腸管出血性大腸菌の遺伝子解析情報（MLVA型）等を迅速に提供することが求められている（平成31年4月1日施行）。</p> ○ 水質管理基準の強化への対応 <p>世界保健機関（WHO）の毒性評価結果を踏まえ、重金属を含めて様々な有害化学物質の水質管理基準が強化された項目について、より精度の高い検査が求められている。</p> <p>【今後の展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康等に対する県民の高い関心があることから、ホームページの充実による情報発信をはじめ、県関係機関の各種媒体の一層積極的な活用等により、研究成果等を県民目線で分かりやすい情報提供・発信に努める。 ○ 感染症情報の提供にあたっては、県庁関係課と連携して、必要な内容をタイムリーに情報発信するとともに、県民とのリスクコミュニケーションに計画的に取り組む。 ○ 食品収去検査に加えて、感染症病原体等検査の信頼性確保業務として、必要な標準作業書等の各種文書の作成・変更、内部・外部精度管理の実施及び内部監査等の業務を適正に実施していく。 ○ 水質管理基準の強化に伴い、検査手法の開発や精度の高い検査の実施に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法改正や行政課題等に対応した研究課題や県民の安全・安心を高める研究課題及び健康危機に対応した研究課題及び健康危機に対応した研究課題について重点的に実施し、研究成果として、県民にフィードバックするよう努めている。 <p>試験分析業務については、行政機関の迅速な対応に科学的根拠を与えるよう、迅速かつ正確に実施している。</p> ○ 研究成果については、学会発表、雑誌等への論文の投稿、研究発表会での報告、研究報告、広報誌、業務年報の刊行により、県民や関係機関等に広く周知している。
	令和3年度	令和4年度																																																																								
学会発表	5報	7報																																																																								
投稿論文	4報	7報																																																																								
	令和3年度	令和4年度																																																																								
講師派遣	2回	2回																																																																								
研究発表会	1回	1回																																																																								
広報誌	1回	2回																																																																								
研修指導	4回	5回																																																																								
研究報告発行部数	250部	0部																																																																								
業務年報発行部数	250部	250部																																																																								
感染症年報発行部数	500部	500部																																																																								
	令和3年度※	令和4年度																																																																								
施設数	7ヶ所	7ヶ所																																																																								
定期点検項目数	7日・7項目	7日・7項目																																																																								
検査項目毎点検数	28日・72項目	34日・119項目																																																																								
内部精度管理点検	11日・88項目	16日・182項目																																																																								
外部精度管理点検	7日・12項目	13日・17項目																																																																								
	令和3年度※	令和4年度																																																																								
施設数	6ヶ所	6ヶ所																																																																								
定期監査項目数	5日・5項目	6日・6項目																																																																								
検査項目毎監査数	3日・7項目	3日・9項目																																																																								
内部精度管理監査	3日・7項目	3日・10項目																																																																								
外部精度管理監査	—	1日・1項目																																																																								

区分	評価項目	評価の視点	取り組み実績の概要	課題及び今後の展開方向	県立試験研究機関の長による自己評価
2 共通 取組 項目	(1)的確なニーズ把握に基づく研究推進と成果普及	①ニーズ把握の情報チャンネルの充実強化は図られているか。	① 行政課題の把握等と行政機関との連携による研究の推進 本庁関係各課・各健康福祉事務所等の県関係機関、神戸大学や県立大学、地方衛生研究所全国協議会等外部の機関との情報交換、研究アドバイザーとの意見交換などの多様なチャンネルにより、行政課題等の的確な把握に努め、これらに関連した研究を重点的に実施している。	【課題】 ○ 健康危機管理事案に関する研究の推進 新たな感染症の出現、大規模災害の発生、食品への異物混入や水質汚染など、県民の健康を脅かす事象により、県民の衛生行政に期待するニーズは常に変化しており、これらへ迅速に対応することが県民の安全・安心につながることから、健康危機管理事案に対する検査体制の整備・強化、試験検査機能の開発、改良などを中心に研究を推進する必要がある。 ○ 研究成果等の県民に分かりやすい情報発信 県民に分かりやすい成果普及・情報発信の能力を向上させる必要がある。	○ 本庁各課行政関係者と研究実務者の意見交換会などを通じて行政課題の把握などに努めるほか、行政機関と共同での研究事業や試験検査の実施など県の施策に活かされる研究に取り組むなど、県の地方衛生研究所の役割を果たすべく研究所を運営している。
		②成果普及のための手段は充実されているか。	② 研究成果等の普及 ○ ホームページの随時更新や広報誌による情報発信の充実に努めた。 ・HPアクセス数（令和4年度）：感染症情報 68,009件 花粉情報 45,765件 ・広報誌：発行数 2回（令和4年度） ○ 研究・調査発表会や講演会等を開催した。 ・研究・調査発表会：演題数 3題（令和4年度） 県立大学との合同研究発表会（WEB開催） 環境人間学部 参加者：73名 理学部 参加者：46名 ○ 健康福祉事務所検査室などへの研修等を行い技術的支援に努めた。	【今後の展開方向】 ○ 本庁関係各課と行政課題を共有し、研究所の科学的視点からの課題解決に即した研究課題を重点的に推進するため、行政機関との情報・意見交換を緊密にし、内部評価委員会、外部評価専門委員会の評価を踏まえて適切な研究課題に取り組んでいく。 ○ 本庁関係各課と協議・調整のうえ、健康危機対処計画を策定し、人員確保などの所内体制、検査機器の整備などの検査実施体制の確保を計画的に推進する。 ○ 県民向けの情報発信などの普及啓発について、分かりやすい言葉の使用や表現を工夫しつつ、ホームページや感染症情報センター等からの発信情報の充実や講演会等を開催することをはじめ、ウィズコロナにおける創意工夫した施設見学も視野に入れ、県民に向けた開かれた研究所の運営に取り組んでいく。	
		③開かれた試験研究機関の推進は図られているか。	③ 県民に開かれた研究所の運営 ○ 研究所業務紹介動画(DVD)をホームページから県民へ情報発信 ○ 感染症情報の提供（感染症情報センターから発信） 感染症に関して迅速かつ幅広い情報提供(週報、月報、年報) ○ 県民からの関心が高い花粉情報の提供 ○ 保健医療関係者の人材養成の一環として臨床研修医の受入れ（令和3年度1名、令和4年度1名） ○ 獣医学生インターンシップの受入れ（令和4年度6名） ○ 施設見学受入れ（新型コロナウイルス流行により令和2年度以降中止） ○ 地元ケーブルTVによる研究所紹介番組の放映（令和2年度） ○ 県民日よりHYOGOでの紹介（令和5年度） ○ 夏休み子ども科学教室の開催（令和2～4年度コロナ流行により中止、令和5年度自宅で取り組める課題をHPで提供【神戸新聞、NHKなど各種メディアで取り上げられる。】）		
		④成果が県の政策や施策に活かされているか。	④ 研究の成果を活用した試験検査の実施等 ○ 細菌、ウイルスの迅速検査法の開発：感染症等病原体検査として実施 ○ 食品中の残留農薬等一斉分析法の開発：食品の残留農薬検査として実施 ○ 温泉成分等に関するデータの集積：兵庫県温泉保護対策要綱として制定（令和5.5.1）		
	(2)機関の自主性、効率性を高める業務運営の展開	①分野横断的な取組強化は行われているか。	① 農林水産部や県立大学環境人間学部との共同事業に取り組んでいる。 ○ 麻痺性貝毒に係る検査 ○ 県内産の農畜水産物及び県内流通食品の放射性セシウム検査 ○ 環境放射能水準調査（雨水、降下物、上水等）及び食物（魚類、牛乳、米、野菜等）に含まれる人工放射性核種の検査 ○ 兵庫県産食材および動物臓器中のミネラル量測定	【課題】 ○ 研究アドバイザーの活用 研究アドバイザーの指導による横断的な取組が必要である。 ○ 本庁各部署との連携体制 積極的に他部署と横断的な取組を行うには、本庁各部署との連携調整する仕組みづくりが必要である。	○ 農林水産部との共同事業の内、貝毒に係る検査では、所内でも感染症部と健康科学部の横断的検査であり、研究員相互の連携により円滑な事業実施が図られている。
	①分野横断的な取組強化	②県立試験研究機関間の連携強化は行われているか。	② 農林水産技術総合センターと貝毒・放射性物質検査等を通じて健康危機事例に関する連携及び情報交換を行っている。また、各機関の研究発表会等に参加し、情報共有することで連携の一助としている。	【今後の展開方向】 ○ これまでの農政環境部との連携や横断的な取組を維持するとともに、研究所では、研究アドバイザーなどの有識者の指導や助言を基に、横断的な研究課題の企画に努める。 ○ 横断的な取組を維持・向上させるため、他の県立試験研究機関の研究発表会などに積極的に参加する。 ○ 県立大学環境人間学部との共同研究等の取組を継続する。	
		③各県立試験研究機関内の連携強化は行われているか。	③ 原因不明等の健康危機管理事案を想定した訓練にあたり、全所的に連携して原因究明検査を行うほか、外部からの研究アドバイザーの指導等により、所内研究員相互の情報交換等に努めている。 また、各部連携した試験検査の取組等を通じて、連携強化を図っている（事例：自然毒（貝毒）、嘔吐型食中毒の原因毒素（セレウリド）の試験分析を実施）。 国立医薬品食品衛生研究所・地方衛生研究所等と連携し、ジェネリック医薬品の同等性評価試験を実施している。 国立研究開発法人水産研究・教育機構等と連携し、汎用性の高い植物性自然毒の分析法の開発に取り組んでいる。		

区分	評価項目	評価の視点	取り組み実績の概要	課題及び今後の展開方向	県立試験研究機関の長による自己評価
2 共通 取組 項目	②研究マネジメント機能の充実・強化	①対外、対内マネジメント機能の充実・強化は図られているか。	① 内部評価会議及び外部評価専門委員会による研究課題評価及び機関評価の導入によるマネジメント機能の充実・強化を図っている。 また、所内では、進行している全ての研究課題について、過去1年間の進捗状況や成果をまとめて、所長、副研究所長等によるヒヤリングにより、研究の進捗や成果及び課題等の把握し、全体研究計画を踏まえうえて、必要に応じて研究方針の調整等を行っている。	【課題】 ○ 研究評価システムの定期的な検証等 対外、対内マネジメント機能が十分発揮されているかの評価や研究評価システムについて定期的な検証や見直しが必要である。 ○ 中期事業計画に沿った研究所の運営 【今後の展開方向】 ○ 対外、対内マネジメント機能や研究評価システムの評価等については、今後も機関評価を活用して実施していく。 ○ 中期事業計画を踏まえた、職員の業務目標管理の設定など、常日頃から、中期事業計画を念頭においた研究課題の取組や関係機関との連携を積極的に行い、定期的に所内幹部会議等において進捗状況を確認する。	○ 内部評価委員、外部評価専門委員会などの運営等により、適切に研究課題に取り組んでいる。
		②研究評価システムの適切な運用と改善は行われているか。	② 内部評価会議及び外部評価専門委員会では、研究課題について事前評価、中間評価、事後評価、追跡評価など適切な時期に評価を受け、評価の結果を踏まえて研究に取り組んでいる。		
		③毎年度の中期事業計画のフォローアップは行っているか。	③ 中期事業計画と平行して進んでいる県政改革方針では、毎年度の実施状況及び実施計画を策定しており、毎年の県政改革方針の確認時期に、関係各課へ報告し、評価も含めてフォローアップとしている。		
		④研究課題マネジメント体制は適切か。	④ 各部長、課長、主席研究員など上位職の責務による研究フォローのほか、主副担当制の導入など複数研究員による体制とし、相互の研究実施状況の確認等を行っている。また、所内全体での研究実施状況の確認や全体計画を踏まえた実施方向の修正等も行っている。 さらに、平成30年度より研究課題の評価方法を見直し、簡素化と集約化を行い、より高度で充実した研究成果の獲得を目指している。		
		⑤研究課題の評価結果をマネジメントに適切に反映されているか。	⑤ 内部評価会議及び外部評価専門委員会による研究課題の評価結果については、議事録により明確に記録し、所内でのヒヤリング時に資料提供するなど、評価結果も踏まえて対応している。		
	③知的財産の創出と有効活用の促進	①県有知的財産の創出、活用体制の整備はできているか。	① 新たな検査方法の開発などの職務に伴う発明のために、職務発明審査会を設置し、知的財産の保護、活用等を図る体制を整備している。	【課題】 ○ 研究成果については、学会発表や論文投稿を優先し、広く他の衛生研究所での活用等を主眼としており、特許権や実用新案権などの取得による商業的価値は少ない。 【今後の展開方向】 ○ 研究マネジメント等において、特許権や実用新案権の取得がふさわしいと評価された場合は、職務発明審査会を積極的に活用する。	○ 業務上の発明について、審査体制は整っているものの、研究所の業務の性格から、現在のところ特許権や実用新案権の取得には至っていないが、今後とも知的財産の保護や活用がふさわしい発明については、特許権等の取得など職務発明審査会の積極的な活用に努めたい。
	②知的財産に関する関係機関との連携強化は図られているか。	② 職務発明審査会には県関係課も参加するほか、特許出願等にあたっては、特許庁等と連絡を密にして行うこととしている。			
		③職員へのインセンティブの充実は図られているか。	③ インセンティブの付与として、知的財産権の取得や活用について補償金の制度が整備されている。		
		④研究成果の知的財産化及びその利用は十分に行われているか。	④ 研究成果の知的財産としては、公衆衛生上の試験検査の開発等が主たるものであり、産業上の利用にはなじまないため、特許権や実用新案権の取得には至っていない。		
	④機動的、弾力的な予算運用	①国等の競争的資金など外部資金を積極的に獲得しているか。	① 国等の競争的資金のほか、民間の研究資金補助制度を持つ団体等の資金への応募や県立大学との共同研究により、県政改革方針で設定した獲得目標額をほぼ達成している。（新型コロナウイルス検査の増加により令和3年度は未達成）研究助成にかかる公募等については、研究部長等を通じて研究員に周知している。 外部資金獲得目標額：1,500千円 令和2年度：1,758千円 令和3年度：988千円 令和4年度：1,699千円 令和5年度：民間資金獲得において採択を得ている。	【課題】 ○ 外部資金導入にあたっての研究員等の負担増 外部資金の獲得にあたっては、調査研究と試験検査の業務割合の面から研究員の負担増となる。また、申請等は研究員が行うため、事務手続きとしても負担増となっている。 【今後の展開方向】 ○ 研究アドバイザーの活用により、外部資金導入にあたっての助言を得るほか、研究主幹、主席研究員、課長等の研究員の上位職による適切な指導のほか、研究員間での事務手続きの分散等により、一人ひとりの業務負担を軽減する。 ○ 訓練や人材育成のための費用も必要であり、予算額（令達額）の増額については、関係各課へ要望を行っている。	○ 外部の競争的資金等の獲得は、目標をほぼ達成出来ている外部資金の適用を受けている研究課題に取り組む研究員や経理事務に従事する事務職員等は十分に対応している。 ○ 今後は、外部競争的資金の導入にあたる業務負担を軽減するとともに、研究課題に取り組む研究員にとってインセンティブとなるよう、所長の裁量による予算の優先配分を行うことも必要である。 ○ 所長裁量として、研究員の訓練、育成に活用できる予算が必要である。
	②所長の裁量的予算は適切に活用されているか。	② 厳しい予算の状況のなか、必要に応じて重点研究課題に配分するなど適切に行っている。			

区分	評価項目	評価の視点	取り組み実績の概要	課題及び今後の展開方向	県立試験研究機関の長による自己評価
2 共通 取組 項目	⑤人材の育成、活性化	①人事交流の活発化は図られているか。	① 毎年、行政技術職と人事交流を行うほか、神戸大学との連携大学院、他研究機関等との共同研究、国や学術学会等の専門委員会への委員としての参画を通じて、各研究員の活性化を図っている。	【課題】 ○ 研究員の確保 研究所における高度な試験検査を維持・継続するには、研究員の高度な専門性が求められるため、研究員の頻繁な異動等は望ましくないが、定年退職する職員もいるため、その後継者の育成が必要である。一方では、少ない人員のなか、研究員の業務が孤立しないように、外部の有識者や他試験研究機関の研究者との情報交換等を活用し、職員の活性化を図る必要がある。 ○ 計画的な研修会、学会への参加 研修会や学会等への参加については、限られた人員や予算などのなかで、計画的に参加することが必要である。	○ 共同研究や国、学会等の委員会への参画とともに、研究アドバイザーの活用により研究員の活性化に努めている。 ○ 研修会や学会への参加は、厳しい財政状況であることから、限られた予算のなかでやり繰りをして積極的に参加している。 ○ 令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルスの影響で従来の学会が少なくなったものの、web会議への移行が順調に進みこれまでより多くの職員が発表を聴講できた。
		②外部人材の活用は行っているか。	② 研究アドバイザーを活用した指導、助言等による研究員の新たな知識の付与などの活性化を図っている。		
		③他の研究機関や大学等への派遣を行っているか。	③ 神戸大学との協定による連携大学院を開講し、研究員が、客員教授（令和3年度まで）、客員准教授に就任し神戸大学大学院医学研究科の講師として派遣している。 また、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所等との共同研究班などに研究協力者等として参加している。		
		④研究員を対象とした研修等を行っているか。	④ 研究アドバイザーによる指導・助言のほか、関連する研究分野のトピックスなどに関連する講義の聴講など、研修の機会確保に努めている。 また、国立研究機関が行う研修に計画的に研究員を派遣している。 また、新たに着任した職員を対象に研究倫理教育（e-ラーニング）も実施している。		
		⑤学会等へ積極的に参加しているか。	⑤ 地方衛生研究所全国協議会近畿支部に設置されている細菌部会、ウイルス部会、理化学部会、疫学情報部会及び自然毒部会による研究発表や特別講演などへ参加している。 また、全国衛生化学技術協議会、衛生微生物技術協議会、公衆衛生情報研究協議会には、毎年研究員が参加している。 令和2・3・4年度はweb会議により多くの職員が参加		
	(3)産学官連携ネットワークの一層の強化	①産学官連携ネットワークは構築されているか。	① 神戸大学と連携大学院を開設し、感染症部の研究員2名（令和4年度より1名）が客員教授（令和3年度まで）及び客員准教授として指導しているほか、県立大学や他大学との共同研究、情報交換等に努めている。 ・県立大学環境人間学部、理学部等と連携して、研究発表会の開催により、研究員間での情報交換や交流を図っている。 ・医薬品メーカーと共同で迅速検査キット等の研究を行っている。 ・厚生労働省のジェネリック医薬品情報検討WGや学術学会主催の天然有毒物質試験法専門委員会に参画し、関係省庁をはじめとして各分野の有識者との意見交換・情報交換等に努めている。	【課題】 ○ 地方衛生研究所間の広域的な連携 地方衛生研究所単独では対応しきれない感染症等病原体の検査法の共同開発、技術移転、検査技術の維持等を担うレファレンスセンターの拡充など連携機能の一層の拡充が必要である。	○ 県内や近畿地域の地方衛生研究所や大学はもとより、全国の地方衛生研究所や大学、国立試験研究機関との共同研究、各種委員会等を通じて、連携ネットワークは着実に構築されている。 ○ 近畿ブロックの地方衛生研究所間で行う健康危機模擬訓練については、訓練を通じて所内の各部の連携を確認する意義も有り、着実な成果を上げている。
	②公立の試験研究機関との広域連携ネットワークが構築されているか。	② 厚生労働省の委員会や日本食品衛生学会の委員会、地方衛生研究所全国協議会などの専門委員会に参画し、試験研究機関をはじめとした各専門分野や業界の有識者と情報交換や情報収集などネットワークを構築している。 また、国立感染症研究所や国立医薬品食品衛生研究所等の研究班に協力して、情報交換や連携の強化などに努めている。	【今後の展開方向】 ○ 国立研究機関、他の地方衛生研究所、県立大学等との情報交換や共同研究の実施などにより、連携強化に努めていく。 ○ 健康危機事案発生時などに相互支援の協定を結んでいる近畿地方衛生研究所間の広域連携については、模擬訓練等の実施により、更に緊密化を図っていく。		
		③地域内の連携ネットワークの強化は図られたか。	③ 近畿ブロックの地方衛生研究所間では、細菌部会、ウイルス部会、理化学部会、疫学情報部会及び自然毒部会等の専門部会を設置し、定期的に研究会や情報交換会等を開催するなど地域連携に取り組むほか、広域連携マニュアルを策定しており、実証研修の場として、健康危機模擬訓練や検証会議を行うなど広域連携の強化に努めている。 地方衛生研究所全国協議会近畿支部間では、平常時から業務の情報交換等の連絡を密にしている。 （令和2年度～令和4年度の3年間は所長が近畿ブロック長及び近畿支部長に就任）		

区分	評価項目	評価の視点	取り組み実績の概要	課題及び今後の展開方向	県立試験研究機関の長による自己評価
3 業務 執行 体制	(1) 組織	①意思決定が速やかに行える組織となっているか。 ②研究現場の創意工夫が活かされる組織となっているか。	① 迅速な意思決定を行うため、所内の幹部職員間で、共通の課題認識を持って対応するための定期的な協議の場を設けている。 また、緊急事案については、関係部長が直接、所長等に相談、確認するなど迅速に対応している。 ② 研究部ごとに、定期及び随時部内会議により研究員との連絡調整、情報共有に努めている。また試験検査や研究については、主副制等の導入など複数の研究員が取り組むことにより、課題や問題点等を共有し、課長などへの相談や部内会議で協議し対応している。 また、研究で開発した新しい検査方法を検査業務に取り入れ、検査の迅速化等に活かしている。	【課題】 ○ 試験検査業務内容もGLP（信頼性確保業務）の導入等により研究員等の試験検査業務（量）は確実に増加しており、研究業務への配分時間が少なくなっている。 【今後の展開方向】 ○ 今後も引き続き、各部や部横断組織において定期的又は随時に協議及び情報交換を行い、風通しのよい職場づくりに努める。 ○ 検査業務が増加するなか、効率化、迅速化に努める。	○ 幹部職員と職員が意思疎通を図ることにより、迅速な意思決定ができています。 また、幹部職員の声掛けなどにより、研究員や職員が上司に相談しやすい職場環境づくりに努めている。
	(2) 人員	①人員は有効に活用されているか。	① 職員の適性を踏まえた業務の分担や配置を行うとともに、その時々的重要な課題について、重点的に取り組むことなどにより、限られた人員による効率的な業務の執行に努めている。	【課題】 ○ 人員減による一人あたりの行政依頼検査の比重が大きくなり、研究時間の確保が難しくなっている。 ○ 研究員は、非常に専門性の高い業務に従事しており、人事異動等により、ベテラン研究員が転出異動後に、他の行政機関から新たに研究員となった場合、当該試験検査の業務に習熟するまでの間は、検査業務に時間を要している。また、人事異動等により業務の柱となる研究員が不足し、特に研究関連業務に影響が出ている。 ○ 試験検査及びそれに関連した調査研究で人員が不足しており、疫学的な研究を担う職員の養成が進んでいない。 【今後の展開方向】 ○ 各種研修や試験検査業務の情報交換等の機会を捉えて、健康福祉事務所や食肉衛生検査センター等に勤務する潜在的な資質のある職員をキャッチし、中長期的な視点で、適正配置としていくことで、人材確保に努めていく。	○ 研究員それぞれの経験、能力が十分に活かされるように業務配分に努めている。 感染症法、食品衛生法、水道法等の改正など新たな業務の展開等については、必要な人員配置に努めている。（平成28年度のみ正規1名増） また、今回の法改正による機能強化のため、業務量に応じた人員増が必要と考える。
	(3) 事業費	①試験研究費、事業費、維持管理費は、有効に活用されているか。	① 非常に厳しい財政状況が続くなか、試験研究や事業が滞らないように研究の重点化や効率的な検査体制の構築等、限られた予算のやり繰りなど、有効な活用により運営している。 試験検査の手数料収入が研究所の運営財源の柱となっているため、水道事業体の検査体制の充実等による、依頼検査の減少に伴い運営予算も減少することから、予算の確保について県担当課と協議を行っている。	【課題】 ○ 研究の重点化を進めるとともに、試験研究費については、外部競争的資金等を積極的に獲得して、研究費を確保する必要がある。 ○ 検査手数料等の収入を財源とした予算では、安定した予算確保が困難である。 【今後の展開方向】 ○ 県庁関係各課との緊密な連携による行政課題への対応など、重点研究を明確にし、更なる試験検査、調査研究事業などの適切な実施を図る。 ○ 競争的外部資金の導入（獲得の事前準備）にあたっては、既存経費からも重点配分するなどインセンティブを与える予算配分を行う。 ○ 施設、検査機器等の維持運営、調査研究等の事業費について、県関係課の協力と理解を得て確保していく。	○ 限られた予算のなかで、適切に配分し、活用されている。 ○ 施設・検査機器等の機能維持及び調査研究等の実施など研究所の適正な運営のため、県関係課の協力のもと予算確保することが必要である。
				②施設・設備は有効に活用されているか。 ③維持管理は適切に行われているか。 ③機器は共同利用等により効率的に活用しているか。	① 新築建替え移転後（平成30年4月）、新しい施設・設備、新しい検査機器による定常検査、そして新たな行政課題に応じた試験検査等に対応している。 ② 移転後は新規導入検査機器については複数年の保守点検契約を行い、効率的な運用を行っている。また、法定耐用年数を超えた移設機器であっても、補修を行ったうえで、可能な限り活用し続けている。 ③ 検査機器については、可能なものは共同利用するよう努力している。一方、病原体等の遺伝子や微量な化学物質等を取り扱う性格上、試験検査の結果に影響を与えるコンタミネーションのリスクを避けるため、共同利用できない検査機器も多々ある。